

7. 認定制度規程(定款第 34 条第 2 項)

一般社団法人日本放射線治療専門放射線技師認定機構
認定制度規程

令和 2 年 3 月 7 日 制定

(目的・名称)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本放射線治療専門放射線技師認定機構（以下「本法人」という）定款第 3 条に定める放射線治療専門放射線技師の認定における認定基準および運営・実施方法等、その制度について定める。

(放射線治療専門放射線技師の定義)

第 2 条 放射線治療専門放射線技師（以下「専門放射線技師」という）とは、高度な放射線治療の実践に必要とされる領域について、専門家として一定水準以上の能力を有し、放射線治療の質の向上並びに医療安全の確保を図り、国民の福祉と社会の発展に寄与する者をいう。

2 放射線治療専門放射線技師の役割は、次のとおりである。

- (1) 専門的な知識と技術を高め、高度な放射線治療を円滑に行うこと。
- (2) 患者の全般的な安全性と快適性に配慮して、確実な位置決め照準と適切な投与線量の照射を行うこと。
- (3) 放射線治療における高度な治療計画を修得し、実行すること。
- (4) 放射線治療における高度な放射線計測を修得し、実行すること。
- (5) 放射線治療における放射線治療機器、治療計画装置、および関連機器・器具等の品質保証・品質管理を修得し、実行すること。
- (6) 放射線治療分野の放射線安全管理を適切に実行すること。
- (7) 放射線治療における医療安全対策を企画・立案し、実行すること。
- (8) その他

(運営・実施)

第 3 条 委員会規程に定める認定委員会が、認定制度全体の運営にあたる。

- 2 認定制度の実施のため、認定委員会はそのもとに理事会の議決を経て小委員会を設置することができる。

(認定基準)

第 4 条 専門放射線技師認定試験において、合格基準に到達した者とする。

(受験資格審査と認定・登録)

第 5 条 認定委員会は提出された申請書類について審査をおこない、受験者を決定する。

- 2 試験の結果、合格水準に到達すると判定された者について、専門放射線技師の申請資格を与える。
- 3 理事長は、申請手続きを完了した者について専門放射線技師籍に登録し、認定証を交付する。

(申請資格)

第6条 専門放射線技師受験資格は次のとおりである。

1 専門放射線技師の受験資格

- (1) 診療放射線技師の免許を有する者
- (2) 放射線治療に関する診療業務を通算5年以上おこなっている者
- (3) (公社)日本診療放射線技師会, (公社)日本放射線技術学会, (公社)日本放射線腫瘍学会のいずれかに入会して5年を経過した者
- (4) 申請時から過去5年度に別に定める認定単位を20単位以上取得している者。ただし、そのうち10単位以上は、本法人が定める必須単位であること。
- (5) 放射線治療に関する業績を有することが望ましい。

(申請書類)

第7条 申請に必要な書類は次のとおりである。

1 専門放射線技師の受験申請

- (1) 専門放射線技師認定申請書(様式1)
- (2) 略歴・個人票(様式2)
- (3) 単位取得状況申告書(様式3)
- (4) 放射線治療業務診療実績(様式4)
- (5) 単位取得証明(学会出席証明書, 学会発表プログラムなどの写し)
- (6) 診療放射線技師免許証(写)
- (7) 申請手数料の払込票(写)

(申請方法)

第8条 申請方法は別に定める。

(認定試験)

第9条 試験の広告は試験日の3か月以上前におこなう。

(専門放射線技師等の受験手数料, 認定登録料等)

第10条 専門放射線技師等の受験・認定登録に関する手数料は以下のとおりである。

1 専門放射線技師

- (1) 受験手数料は3万円とする。
- (2) 試験合格者の専門放射線技師籍への認定登録料は1万円とする。
- (3) 専門放射線技師の更新審査手数料は1万円とする。
- (4) 第14条に定める再登録審査手数料は2万円とする。
- (5) 申請者都合の場合には既納の手数料は返却しない。

(更新)

第11条 専門放射線技師の認定は5年ごとに所定の審査による更新を要する。

(更新手続)

第12条 専門放射線技師の更新をする者は, 下記の書類に更新手数料を添え, 認定委員会に提出し

なければならない。更新にあたって、申請時から遡って5年以内に別に定める認定単位を20単位以上取得していること。ただし、そのうち5単位以上は、本法人が定める必須単位であること。

- (1) 専門放射線技師認定更新申請書（更新様式1）
- (2) 略歴・個人票（更新様式2）
- (3) 単位取得状況申告書（更新様式4）
- (4) 単位取得証明（学会出席証明書・学会発表プログラムなどの写し）
- (5) 申請手数料の払込票（写）

2 期限内に更新審査を申請し、審査に合格した者について、5年間の認定有効期限の延長をおこなう。

（資格の喪失）

第13条 認定資格は、以下の各号の事由により資格を喪失する。

- (1) 専門放射線技師認定資格を辞退したとき。
- (2) 専門放射線技師認定の有効期間を過ぎたとき。
- (3) 専門放射線技師認定の更新が認められなかったとき。
- (4) 専門放射線技師として適格性を欠くと認定委員会が認めたとき。

（再登録）

第14条 第13条第1号から2号により認定を喪失した者であって、相当の事由がある場合には、理由書を添えて再登録審査を申請できるものとする。この申請手続きは第12条を準用する。

- 2 再登録申請の受理は認定委員会において決定し、理事会へ報告する。
- 3 資格喪失後5年を超える再登録申請は受理しない。
- 4 認定終了日は、継続して更新した場合と同じとする。

付則

- 1 本規程の変更は理事会において承認後、社員総会に報告する。